

事業主各位

日光労働基準協会

「第2種酸素欠乏危険作業に係る特別教育」の開催について

第2種酸素欠乏危険作業に係わる業務とは酸素欠乏症及び硫化水素中毒の恐れがある業務で、酸素欠乏症等防止規則第12条に酸素欠乏危険場所（マンホール、タンク、ピット等々）において従事する労働者には、安全衛生の特別な教育を行うことが法令で義務付けられています。

このことから、この度「第2種酸素欠乏危険作業に係る特別教育」を下記の通り開催することにしたしました。この機会に該当者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和8年7月10日（金） 受付：午前9時00分
講習：午前9時15分～午後4時50分
2. 場 所 豊岡公民館 会議室 （日光市大桑町130-3 TEL0288-21-8216）
3. 内 容 ① 酸素欠乏の発生の原因
② 酸素欠乏症の症状
③ 空気呼吸器等の使用の方法
④ 事故の場合の退避及び救急蘇生の方法
⑤ その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項
4. 受講料 会 員： 11,000円（テキスト代・税込み）
非会員： 13,000円（テキスト代・税込み）
5. 定員・締切日 20名（催行予定人員に達しない場合はやむを得ず中止になる事もございます。
また、定員になり次第締め切りますので、ご了承下さい。）
締切日：令和8年6月26日（金）
6. 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、メール又はFAXでお申込み下さい
（mail 可：ima.3062@proof.ocn.ne.jp / fax 可：0288-21-4047）
受付後、受講票を発行します。（受講料を添えての持参も可）
7. 申込先 【持参先】日光労働基準協会（日光市今市306-2 TEL0288-21-2047）
【振込先】足利銀行今市支店 普通預金 119490
日光労働基準協会あて
8. その他 ◇全科目修了者には修了証(*)を発行いたします。
◇受講票・筆記用具、昼食及び飲料水は各自ご用意下さい。（ゴミは持ち帰り）
◇締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねます。

第2種酸素欠乏危険作業に係る特別教育受講申込書(兼 受講者台帳)

(令和8年7月10日)

日光労働基準協会が開催する第2種酸素欠乏危険作業に係る特別教育に、
下記の者を受講させたく、申込み致します。

※協会記入欄

※修了証番号	※受講番号	フリガナ氏名		生年月日
		職名		昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒	
※修了証番号	※受講番号	フリガナ氏名		生年月日
		職名		昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒	
※修了証番号	※受講番号	フリガナ氏名		生年月日
		職名		昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒	

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

※申込書については、台帳保存及び修了証交付のため、楷書でフリガナまで記入して下さい。

※締切日以降のキャンセルは、準備都合上ご返金致しかねますのでご了承下さい。

令和 年 月 日

〒

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

担当者氏名

TEL

FAX

e-mail

申込みFAX番号 : 0288-21-4047

申込みmail : ima.3062@proof.ocn.ne.jp

※	会員
	非会員

【参考】

第3章 酸素欠乏症等防止規則のあらまし

1 第1章 総則

(1) 事業者の責務 (第1条)

酸素欠乏症等を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

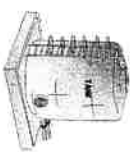
(2) 定義 (第2条)

- ①酸素欠乏とは、空気中の酸素の濃度が18パーセント未満である状態をいう。
- ②酸素欠乏等とは、前号に該当する状況又は空気中の硫化水素の濃度が100万分の10を超える状態をいう。
- ③酸素欠乏症とは、酸素欠乏の空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。
- ④硫化水素中毒とは、硫化水素の濃度が100万分の10を超える空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。
- ⑤酸素欠乏症等とは、酸素欠乏症又は硫化水素中毒をいう。
- ⑥酸素欠乏危険作業とは、労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所（以下「酸素欠乏危険場所」）における作業をいう。

労働安全衛生法施行令 別表第6

- 7 穀物若しくは資料の貯蔵、果実の熟成、種子の発芽又はきのご糶の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- 8 しようゆ、酒類、もちめ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部(マハルク車)
- 9 し尿、腐泥、汚水、汚泥液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
- 10 トラクタイスを使用して冷蔵、冷凍又は氷セメントのあぐ抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 11 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の期待を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 12 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

⑦第1種酸素欠乏危険作業とは、酸素欠乏危険作業のうち、第2種酸素欠乏危険作業以外の作業をいう。



労働安全衛生法施行令 別表第6

1 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、すい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)

イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
ロ 第一級塩類又は第一級アンゲン塩類を含有している地層
ハ ケタツン、エタツン又はブタンを含有する地層
ニ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
ホ 腐泥層

2 長期間使用されていない井戸等の内部

3 ケーブル、ガス管その他地下に敷設されている物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部

3の2 雨水、河川の流水又は湧水が滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部

3の3 油水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット(以下この号において「熱交換器等」という。)(又は海水を相当期間入れ、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部)

4 相当期間密封されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設(その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講じられているものを除く。)の内部

5 石炭、ア探、製化工、鋼材、くす鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部

⑧第2種酸素欠乏危険作業とは、酸素欠乏危険場所のうち、令別表第6第3号の3、第9号又は第12号に掲げる酸素欠乏危険場所(同号に掲げる場所にあつては、酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る)における作業をいう。

労働安全衛生法施行令 別表第6

3の3 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット(以下この号において「熱交換器等」という。)(又は海水を相当期間入れ、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部)

9 し尿、腐泥、汚水、汚泥液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

12 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

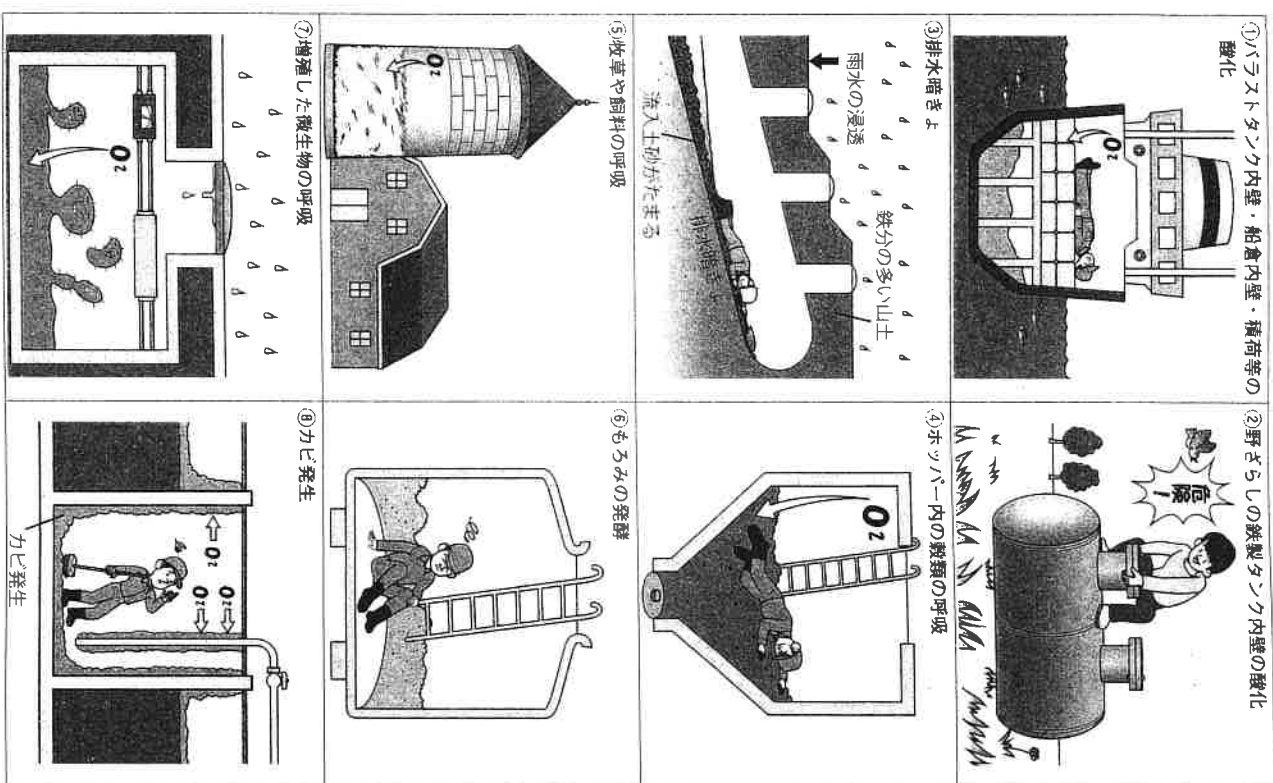
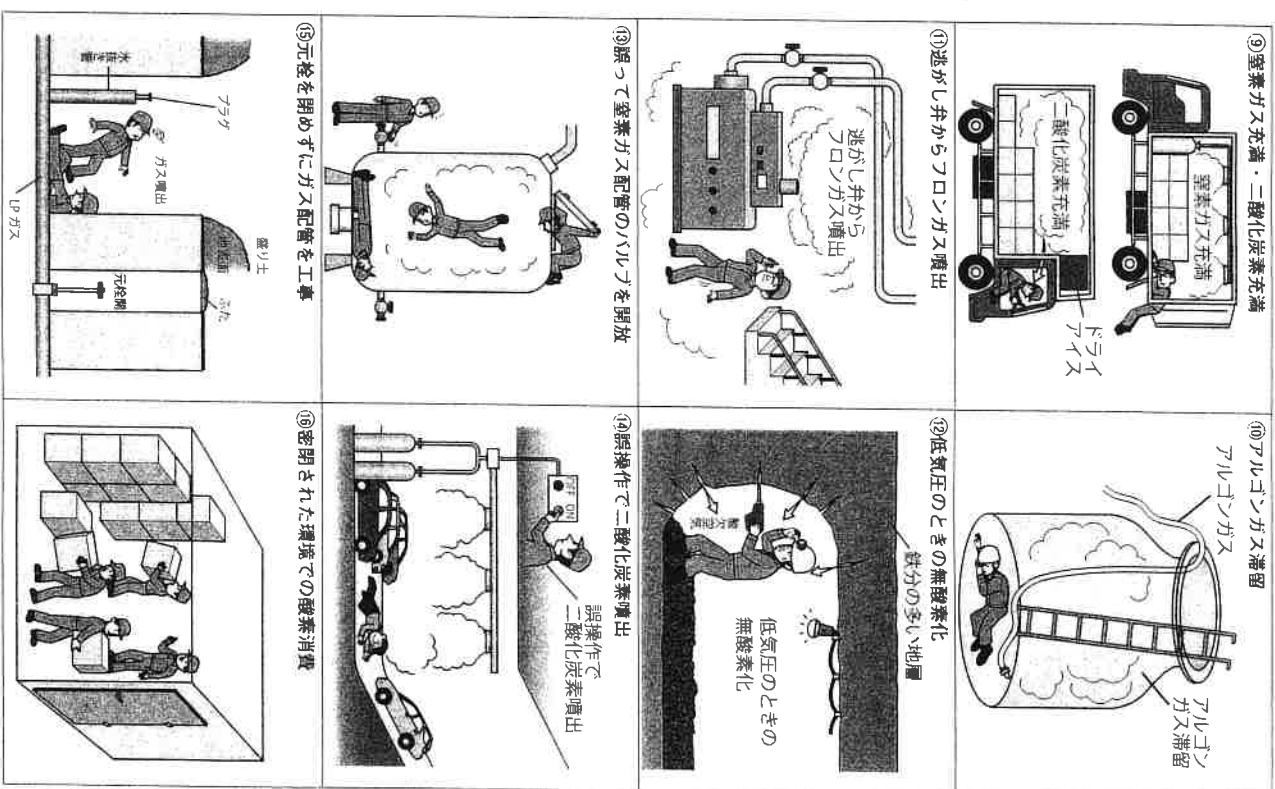


図1-1 酸素欠乏症の主な災害事例



(厚生労働省「パンフレット「なくそう！酸素欠乏症・酸化水素中毒」を基に作成)

図1-1 (続き) 酸素欠乏症の主な災害事例